

令和5年 第6回農業委員会定例会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月28日 (水) 9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
- 会長 1番 米良 成志
- 職務代理者 10番 金丸 幸子
- 委員 2番 津島 伊佐雄 3番 米良 多恵子 4番 安田 元信 5番 黒木 稔
6番 藤本 寿弘 7番 児玉 道治 8番 川崎 正義 9番 染田 良作
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 出席最適化 (5人)
- 推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議案日程 報告第 13号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
議案第 13号 農地の所有権移転申請の件について
議案第 14号 農地の転用申請の件について
議案第 15号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用申請の件について

8. 議事の概要

開会 議長

それでは、開会いたします。
今日の出席議員は10名で議事録署名委員は3番委員と4番委員です。
よろしくお願ひ致します。
『報告第13号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長

報告第13号 農地の所有権移転及び転用届出の件について説明致します。議案書は2頁をご覧ください。農地法第5条の届出を受理した事を報告致します。申請件数2件の2筆です。申請番号1、場所は庵川西2丁目の1筆で有償の所有権移転です。両地目とも畑で、面積は391m²です。転用用途は住宅用地です。申請番号2場所は須賀崎1丁目の1筆で有償の所有権移転です。両地目とも畑で、面積は445m²です。転用用途は住宅用地です。4頁をご覧ください。庵川西近隣公園の東方向に申請番号1の農地があります。6頁をご覧ください。草川小学校の東方向に、申請番号2の農地があります。以上、報告となります。

議長

説明が終わりました。報告議案でありますので、それぞれ把握しておいて下さい。
続きまして、『議案第13号 農地の所有権移転申請の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局長	議案第13号 農地の所有権移転申請の件についてです。議案書の7頁をご覧ください。農地法第3条の所有権移転分になります。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の1筆です。申請番号1、場所は大字加草字受で両地目とも畑、面積は206m ² です。無償の所有権移転です。申請事由は、贈与によるものです。9頁をご覧ください。中村地区の永願寺奥ノ院薬師堂の入口付近に申請農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。6月21日に岡田係長の案内で、川崎委員、津島委員、私の4名で現地調査を行いました。現況は保全管理されている状況です。所有者が亡くなられ、贈与を受けた譲渡人が県外在住の為、将来的な農地活用を考え身内である譲受人に地目そのままの状態で、無償の所有権移転に至っています。譲受人は、農業に前向きに取り組んでおり、当該土地も野菜畠として少しずつですが耕作している状況です。周辺地域にも問題もないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりました。ご意見はございませんか。特にないようです。この件について賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案第14号 農地の転用申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第14号 農地の転用申請の件について、議案書の10頁をご覧ください。農地法第4条の転用申請分になります。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。申請件数1件の4筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字尾ノ宮で登記簿地目は全筆とも田で、現況地目が3筆が田で1筆が雑種地です。面積は合計で872m ² です。転用用途は、住宅用地です。12頁をご覧ください。中山地区の広域農道入口付近に申請農地があります。以上ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
松本推進委員	推進委員の松本です。6月19日に岡田係長の案内のものと、金丸委員、児玉委員、白木推進委員、私の5名にて現地調査を行いました。現状は雑種地のようなものです。申請人は4回にわたって所有権移転申請をし、承認を受けた場所です。申請人は住宅を建設する意向のようです。近隣に迷惑がかかる場所ではないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願ひします。
議長	推進委員の説明が終わりました。ご意見はございませんか。
藤本委員	登記簿地目は田ですが、ここは市街化区域になるんですか。

事務局	ここは市街化調整区域になっております。今回の転用事由が農家住宅ということで一般の方は家を建てるすることはできないのですが、農業を営んでる方は例外的に家を建てができるようになっております。
藤本委員	4月以降、法改正があって誰でも農地を取得できるようになりましたが、取得したあとに農家としてみなされますが、市街化調整区域の中でこれから住宅がどんどん建てられるということはないんですか。
事務局	今回の申請人は、農業委員会の他に、土木事務所や建設課など関係機関と家を建てるについて協議をしていますが、土木事務所からは農業従事者証明などの書類の提出を求められているみたいです。こういった証明は、実際に農業を営んでいて、農業を何日以上従事している方に対してや農政係に耕作状況等を照会したうえで、農業委員会のほうでこういった証明を出させていただいている。農地を所得する際にも、全く農業に携わらない方には、農地は取得できないことを4月以降も申請の際にはチェックをし、証明書等の発行の際にも再度、農業に従事しているかチェックをするようにしています。従事していないければ土木事務所などからも建設に関しては許可が出ないと思います。
藤本委員	例えば、住宅建築をするのに農地を取得して、農業の実績を作つて何年くらい農業をやってますというのがあれば、可能になるということですか。
事務局	証明書等を発行するときに、直近で農地を見に行き耕作放棄になっているようであれば、証明書等は発行しないとか、申請があった段階で農地を耕してなければ出さないように事務局のほうで確認はしています。そこまでして、市街化調整区域に家を建てようとするのかということもあるかと思いますが、藤本委員の意見は貴重な意見として、今後に生かしていきたいと思います。
議長	農地を取得する際に、農業委員会にかけますがその時点での農業委員会のあり方を厳正にしていかなければならないと思います。他に意見はございませんか。 ないようです。賛成の方挙手願います。全員賛成です。次に、『議案題15号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用申請の件について』です。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第15号 農地の所有権移転・利用権設定及び転用申請の件についてです。 議案書の13頁をご覧ください。農地法第5条許可申請があつたので審議を求めます。申請件数2件の3筆です。申請番号1、場所は大字門川尾末字池寺の2筆で、有償の所有権移転です。両地目とも田で合計面積が233m ² です。転用事由は、建築条件付きの住宅用地です。申請番号2、場所は大字門川尾末字堂ノ本の1筆で、賃貸借権の設定です。両地目とも畠で面積は2,397m ² です。転用用途は、資材置場となっています。15頁をご覧ください。五十鈴小学校の西側に申請番号1の

事務局長	農地があります。17頁をご覧ください。竹名集落の南側広域農道沿いに申請番号2の農地があります。以上、ご審議願います。
議長	事務局の説明が終わりました。推進委員のご意見を伺います。
白木推進委員	推進委員の白木です。6月19日に岡田係長の案内のもと、金丸委員、児玉委員、松本推進委員、私の5名で現地確認を行いました。申請番号1については、五十鈴小学校の運動場下の広域道路との併用道路を北西に行きますと、小学校の運動場の取り付け道路があります。この道路の入り口の左側に消防団第4部があります。消防団の建物を回った所が現地になります。地目は田になってますが、現状は雑種地みたいになっていました。譲渡人と譲受人の間では売買契約がされており問題はありません。次に、申請番号2について説明致します。周囲が山林になっていて、山林の一角が土盛りしてあります。この土地については、令和5年第3回の総会において、農業振興地域整備計画の審議を行い、審議の内容の転用用途が資材置場だったと思います。何の問題もないと思います。以上、ご審議願います。
議長	推進委員の説明が終わりました。申請番号1についてご意見はございませんか。
藤本委員	この案件も先程の案件と同じですか。
事務局	補足ですが、申請番号1の地域は、市街化調整区域ですが先程の議案第14号と異なる点もありまして、都市計画法の第34条11号条例というのがありますが、これは調整区域内でも農家に関係なく、居住用の一戸建て住宅が可能な地域が指定されていて、この中に小園、城屋敷地区が含まれていて申請番号1は指定区域に該当しています。以上です。
議長	他にありませんか。申請番号1について賛成の方挙手願います。賛成です。続いて申請番号2についてご意見はありませんか。賛成の方挙手願います。全員賛成です。以上を持ちまして、令和5年第6回農業委員会定例総会を閉会します。

令和5年6月28日

議事録署名人

3番委員

米良多恵子

4番委員

安田元佑